

2025 年度

学 生 便 覧



century college
KANAZAWA REHABILITATION ACADEMY

専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー

目 次

1. 建学理念	1
2. 学則	3
(1) 総則	3
(2) 教育課程、授業時間数及び教員組織	4
(3) 賞罰	5
(4) 入学金及び授業料等	6
(5) 健康診断	6
(6) 雑則	6
別表第1（授業料等学校納付金）	8
別表第2（各学科教育課程）	9
3. 学生規則	13
別表第3（各種届出）	18
4. 図書館利用規程	19
5. 試験規程	21
試験規程施行細則	23

1 建学理念

建学理念

COMMUNICATION(感動の共有)

学校スタッフ、学生と一体になり、
一つの目標を目指す。
それぞれの垣根を取り払い、心の通い合う
集団でありたい。

CONTROL(自制心)

あらゆる場面において自分自身を
見失わないこと、我慢できること。

CONVICTION(信念)

常に前向きであること。
与えられた使命を最後まで全うする意志力。

CONSCIENCE(良心)

正しいと思うことを正しく行なう勇氣。
間違いを正す勇氣。

CONCERN(思いやり)

自分は常に周りの人のお陰で生きている
という謙虚さからくる親切心。
人の痛みを自分の痛みとして感じとる心。
人の喜びを素直に自分の喜びとして
感じとる心。

2 学 則

専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー

学 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、理学療法士及び作業療法士を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校金沢リハビリテーションアカデミーと称する。

(位 置)

第3条 本校は、石川県金沢市清川町2番10号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校はその教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会使命を達成するため、本校における教育活動の状況を自ら点検及び評価を行うものとする。

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備 考
医療専門 課 程	理学療法学科	3年	40名	120名	昼 間
	作業療法学科	3年	40名	120名	昼 間

(学年・学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 専門課程の学期は原則として、次のとおりとする。

前期 4月1日から 8月31日まで

後期 9月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏期休業 8月第2週から8月第4週まで

(4) 冬期休業 12月第5週から1月第1週まで

(5) 春期休業 2月第3週から3月末日まで

(6) 開校記念日 12月24日

2 前項の規定にかかわらず、校長が教育上必要と認めるときは、休業日に授業を行い、又は休業日以外の日に授業を行わないことができる。

第2章 教育課程、授業時間数及び教員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び各授業科目の単位数は別表第2のとおりとする。

- 2 本校の授業科目はすべて必修とし、基礎科目、専門基礎科目、専門科目に分ける。

(単位数の時間換算)

第9条 各履修科目の単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習科目は15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 実習科目は30時間から45時間をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習は45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、講義科目の出席時数が実際に行なわれた授業時数の3分の2に達しない者、演習・実習科目の出席時数が実際に行なわれた授業時数の5分の4に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(始業及び終業)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時間	終業時間	曜日
医療専門課程	理学療法学科	昼間	9時00分	17時50分	月～金
医療専門課程	作業療法学科	昼間	9時00分	17時50分	月～金

(教職員組織)

第12条 本校に原則、以下の教職員および教職員数を配置する。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名以上(教員兼任)を配置することがある
- (3) 教員 12名

課程	理学療法学科	作業療法学科	計
教員	6名	6名	12名

- (4) 事務職員 4名以上

第13条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業したもの。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以下の課程により、これに相当する学校教育を終了した者を含む)。
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者。
- (6) 本校において、高等学校を卒業したに準ずる学力があると認められた者。

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は毎学年の始めとする。

(入学手続)

第15条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第22条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定する期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から本校の指定する期日までに第22条の学校納付金を添え手続きをとらなければならない。

(休学・復学)

第16条 学生が、疾病、その他の事由によって、2ヶ月以上休学する場合は、診断書又はその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、校長は、休学期間の延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 4 前項の者が復学しようとする場合、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 学生が次の各号の一に該当するときは、教員会議の議を経て、校長はこれを除籍する。

- (1) 死亡を確認する書類が提出された者。
- (2) その他の理由等により成業の見込みのない者。
- (3) 学校納付金を6ヶ月以上滞納した者。

(課程修了の認定・称号の授与)

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価並びに卒業試験に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上を在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書および専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第3章 賞 罰

(褒賞)

第20条 成績優秀で他の規範となる者について褒賞する事ができる。

(懲 戒)

第21条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の本分に反する行為があった場合等において教育上必要と認められる場合には学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第4章 入学金及び授業料等

(学校納付金)

第22条 本校の学校納付金は、別表第1のとおりとする。

第23条 既に納入した学校納付金は返還しない。ただし、3月31日までに入学辞退の申請をした場合は、入学金以外の学校納付金を返還する。

- 2 返還申請期間後の申請者については、理由のいかんを問わず、既納の学校納付金を一切返還しない。

第24条 休学する者に対しては、休学期間中における在籍基本料のみ徴収する。

第5章 健康診断

(健康診断)

第25条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

第6章 雑 則

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成13年4月1日から一部改正により施行する。
(第8条)

- 3 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 10 条)
- 4 この学則は、平成 16 年 3 月 14 日から一部改正により施行する。
(第 18 条)
- 5 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、
第 25 条、第 26 条)
- 6 この学則は、平成 17 年 12 月 16 日から一部改正により施行する。
(第 19 条)
- 7 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 19 条)
- 8 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 5 条、第 9 条)
- 9 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 8 条)
- 10 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 8 条)
ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に入学した者については従前の例による。
- 11 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 8 条)
ただし、平成 23 年 3 月 31 日以前に入学した者については従前の例による。
- 12 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 8 条)
ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した者については従前の例による。
- 13 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 5 条、第 8 条、第 9 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条、第 23 条、
第 24 条、第 25 条)
ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に入学した者については従前の例による。
- 14 この学則は、平成 26 年 7 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 22 条)
ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前に入学した者については従前の例による。
- 15 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 19 条)
ただし、平成 25 年 4 月 1 日以降に入学した者より適用し、平成 25 年 3 月 31 日以前
に入学した者については従前の例による。
- 16 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 5 条)
ただし、平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した者については従前の例による。
- 17 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 22 条)
ただし、平成 29 年 3 月 31 日以前に入学した者については従前の例による。
- 18 この学則は、2023 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 22 条)
ただし、2023 年 3 月 31 日以前に入学した者については従前の例による。
- 19 この学則は、2024 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 16 条)

入学検定料

入学検定料	25,000円
-------	---------

学校納付金

		入学金	授業料	在籍基本料	環境充実費	実習費	合計
1年次	年額	300,000円	900,000円	100,000円	420,000円	130,000円	1,850,000円
2年次	年額	—	900,000円	100,000円	420,000円	380,000円	1,800,000円
3年次	年額	—	900,000円	100,000円	420,000円	380,000円	1,800,000円

※学校納付金の納入方式は原則として一括納入となります。

理学療法学科 【基礎分野・専門基礎分野】

別表第2-1

	授業科目	単位	1年		2年		3年	
			前	後	前	後	前	後
			基礎分野	101 情報科学	2	30		
102 心理学	2			30				
103 コミュニケーション学	2	30						
104 ライフスポーツ演習	1	30						
105 生物学	2	30						
106 物理学	2			30				
107 英語	2	30						
108 基礎セミナーⅠ	2	30						
109 基礎セミナーⅡ	2			30				
110 キャリアデザイン学Ⅰ	2				30			
111 キャリアデザイン学Ⅱ	2					30		
合計		21	180	90	30	30	0	0

	授業科目	単位	1年		2年		3年		
			前	後	前	後	前	後	
			専門基礎分野	121 解剖学Ⅰ	2	30			
122 解剖学Ⅱ	2	30							
123 解剖学演習	1	30							
124 解剖学実習	1			45					
125 機能解剖演習	1				30				
126 生理学Ⅰ	2	30							
127 生理学Ⅱ	2			30					
128 生理学実習	1				45				
129 運動学Ⅰ	2			30					
130 運動学Ⅱ	2				30				
131 運動学実習	1					45			
132 発達障害学	2			30					
133 身体機能学Ⅰ	2	30							
134 身体機能学Ⅱ	2			30					
135 病理学	2				30				
136 精神障害学	2					30			
137 神経内科障害学	2				30				
138 骨関節障害学	2				30				
139 医学・医療概説	2			30					
140 外科系障害学	2				30				
141 内科系障害学	2					30			
142 身体機能障害学Ⅰ	2				30				
143 身体機能障害学Ⅱ	2					30			
144 リハビリテーション概論	2	30							
145 リハビリテーション医学	2			30					
合計		45		180	225	255	135	0	0

理学療法学科 【専門分野】

別表第2-2

	授業科目	単位	1年		2年		3年	
			前	後	前	後	前	後
専門分野	基礎理学療法学	151 理学療法概論	2	30				
		152 基礎理学療法学Ⅰ	2	30				
		153 基礎理学療法学Ⅱ	2		30			
		154 研究方法論	2					30
	理学療法管理学	155 理学療法管理学	2			30		
	理学療法評価学	156 理学療法評価学Ⅰ	2	30				
		157 理学療法評価学Ⅱ	2		30			
		158 理学療法評価学Ⅲ	2			30		
		159 理学療法評価学演習	1			30		
		160 理学療法評価学実習Ⅰ	1		45			
		161 理学療法評価学実習Ⅱ	1			45		
		162 理学療法評価学実習Ⅲ	1				45	
	理学療法治療学	163 運動療法学	2		30			
		164 物理療法学	2			30		
		165 物理療法学実習	1			45		
		166 義肢装具学	2			30		
		167 義肢装具学実習	1			45		
		168 日常生活技術学	2		30			
		169 日常生活技術学実習	1			45		
		170 理学療法治療学各論Ⅰ	2		30			
		171 理学療法治療学各論Ⅱ	2			30		
		172 理学療法治療学各論Ⅲ	2			30		
		173 理学療法治療学各論Ⅳ	2				30	
		174 理学療法治療学各論Ⅴ	2				30	
		175 理学療法治療学実習	1				45	
		176 理学療法治療技術学Ⅰ	4					60
		177 理学療法治療技術学Ⅱ	4					60
	178 理学療法治療技術学Ⅲ	4					60	
地域理学療法学	179 地域理学療法学Ⅰ	2		30				
	180 地域理学療法学Ⅱ	2			30			
臨床実習	181 基礎理学療法学臨床実習	1			45			
	182 理学療法評価学臨床実習	4			180			
	183 理学療法総合臨床実習Ⅰ	7					315	
	184 理学療法総合臨床実習Ⅱ	7					315	
	185 地域理学療法学臨床実習	1					45	
合計		78	90	225	270	525	630	255

作業療法学科 【基礎分野・専門基礎分野】

別表第2-3

	授業科目	単位	1年		2年		3年	
			前	後	前	後	前	後
			基礎分野	301 情報科学	2	30		
302 心理学	2			30				
303 コミュニケーション学	2	30						
304 ライフスポーツ演習	1	30						
305 生物学	2	30						
306 物理学	2			30				
307 英語	2	30						
308 基礎セミナーⅠ	2	30						
309 基礎セミナーⅡ	2			30				
310 キャリアデザイン学Ⅰ	2				30			
311 キャリアデザイン学Ⅱ	2					30		
合計		21	180	90	30	30	0	0

	授業科目	単位	1年		2年		3年		
			前	後	前	後	前	後	
			専門基礎分野	321 解剖学Ⅰ	2	30			
322 解剖学Ⅱ	2	30							
323 解剖学演習	1	30							
324 解剖学実習	1			45					
325 機能解剖演習	1				30				
326 生理学Ⅰ	2	30							
327 生理学Ⅱ	2			30					
328 生理学実習	1				45				
329 運動学Ⅰ	2			30					
330 運動学Ⅱ	2				30				
331 発達障害学	2			30					
332 身体機能学Ⅰ	2	30							
333 身体機能学Ⅱ	2			30					
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	334 病理学	2				30			
	335 精神障害学	2					30		
	336 神経内科障害学	2				30			
	337 骨関節障害学	2				30			
	338 医学・医療概説	2			30				
	339 外科系障害学	2				30			
	340 内科系障害学	2					30		
	341 身体機能障害学Ⅰ	2				30			
342 身体機能障害学Ⅱ	2					30			
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	343 リハビリテーション概論	2		30					
	344 リハビリテーション医学	2			30				
合計		44	180	225	255	90	0	0	

作業療法学科 【専門分野】

別表第2-4

	授業科目	単位	1年		2年		3年		
			前	後	前	後	前	後	
専門分野	基礎作業療法学	351 作業療法概論	2	30					
		352 基礎作業学	2	30					
		353 基礎作業学実習	1		45				
	作業療法管理学	354 作業療法管理学	2		30				
	作業療法評価学	355 作業療法評価学実習Ⅰ	1	45					
		356 作業療法評価学実習Ⅱ	1		45				
		357 作業療法評価学実習Ⅲ	1			45			
		358 日常生活動作学Ⅰ	2		30				
		359 日常生活動作学Ⅱ	2			30			
		360 日常生活動作学実習	1				45		
	作業療法治療学	361 身体障害作業療法学Ⅰ	2		30				
		362 身体障害作業療法学Ⅱ	2			30			
		363 身体障害作業療法学実習	1				45		
		364 精神障害作業療法学	2			30			
		365 精神障害作業療法学実習	1				45		
		366 発達障害作業療法学	2			30			
		367 発達障害作業療法学演習	1				30		
		368 作業療法研究方法論	2					30	
		369 作業療法研究方法論演習	1						30
		370 作業療法治療学演習Ⅰ	1	30					
		371 作業療法治療学演習Ⅱ	1		30				
		372 作業療法治療学演習Ⅲ	1			30			
		373 作業療法治療学演習Ⅳ	1				30		
		374 作業療法治療学実習	2				45		
		375 作業療法治療技術学Ⅰ	2						30
		376 作業療法治療技術学Ⅱ	2						30
		377 作業療法治療技術学Ⅲ	2						30
	378 作業療法治療技術学Ⅳ	2						30	
	379 作業療法治療技術学Ⅴ	2						30	
	380 作業療法治療技術学Ⅵ	2						30	
地域作業療法学	381 地域作業療法学Ⅰ	2			30				
	382 地域作業療法学Ⅱ	2				30			
臨床実習	383 基礎作業療法学臨床実習Ⅰ	1		45					
	384 基礎作業療法学臨床実習Ⅱ	2				90			
	385 作業療法評価学臨床実習	5				225			
	386 作業療法総合臨床実習Ⅰ	7					315		
	387 作業療法総合臨床実習Ⅱ	7					315		
合計		73	135	255	225	585	660	210	

3 学生規則

学 生 規 則

1 趣 旨

学生は、学則の他にこの学生規則の規定するところに従い、課程を修了しなければならない。

2 授業時間

月曜日から金曜日の授業時間は次のとおりとする。

1 限目	9 : 00～10 : 30
2 限目	10 : 40～12 : 10
3 限目	13 : 00～14 : 30
4 限目	14 : 40～16 : 10
5 限目	16 : 20～17 : 50

上記以外に講義、実習が入ることがある。

3 欠席、欠課、遅刻、早退

欠席がやむを得ない場合は、その理由を当日午前 9 時 00 分までに本人か保護者が電話又は口頭により教員まで申し出ること。

各科目において、欠課または遅刻、早退した場合は、速やかに電子申請にて「欠課届（欠課・遅刻・早退）」を提出する。但し、臨床実習はその限りではない。30 分以上の遅刻、早退は欠課として扱う。30 分未満の遅刻及び早退は 2 回をもってその科目の 1 時限の欠課として扱う。

実習については遅刻及び早退 2 回をもって 1 日の欠席として扱う。

病気や事故などにより長期にわたって欠席する場合、庶務課に申し出ること。

4 公 欠

次の理由での遅刻、欠課、欠席は公欠とみなす。但し、遅刻、欠課、欠席後の公欠期間最終日の翌日より 1 週間以内に電子申請にて「公欠に該当する欠課届（欠課・遅刻・早退）」を提出しなければならない。但し、臨床実習はその限りではない。所定の添付書類は学科教員に提出すること。

(1) 忌引

(父母：7 日、子：7 日、祖父母：3 日、兄弟姉妹：3 日、伯叔父母：2 日)

(2) 授業中の負傷又は病気の治療で校長が承認した場合。

添付書類：医師の診断書

(3) 就職活動の場合

添付書類：就職活動報告書又は試験結果報告書（学校規定）

(4) 学校主催及び学校が承認した行事に参加する場合。

添付書類：公文書（派遣依頼書等）

(5) 学校が規定する感染症に罹患した又は医師により出席停止を求められた場合

添付書類：医療機関を受診した証明書（領収書等、機関名と日付が記載されたもの）

(6) 火災、風水害などで登校不可能のやむを得ない事由が生じた場合

(7) その他校長が必要と認めた場合。

5 出席の評価

授業開始時に出欠の調査を行い、これを出席簿に記入する。

いかなる場合においても講義科目の出席が実際に行なわれた授業時数の3分の2に満たない場合、定期試験の受験資格を失う。また、演習・実習においては同様に出席が5分の4に満たない場合、成績評価の資格を失う。

6 休講・補講

各授業科目の担当教員及び学校行事などやむを得ない事情が生じた場合には休講とする。

休講、補講の通知は学校規定の連絡ツールにより連絡する。

連絡がなく30分以上経過しても講義が開始されない場合は休講とする。

7 試 験

各講義の成績評価に定期試験を行う。

(1) 定期試験日程等は掲示する。(試験開始日1週間前)

(2) 学生は学生証の提示を求められる場合がある。

(3) 試験開始より30分以上遅刻した場合は受験資格を失う。

(4) 試験開始後30分を経過するまでは試験会場より退場できない。

(5) 答案用紙に氏名、学籍番号がない場合は評価されない。

(6) 不正行為を行った者はその年度の当該試験期間における受験を無効とする。

8 再試験・追試験

定期試験が60点未満であった者に対しては、再試験を行うことがある。再試験の有無は、担当教員の判断による。

やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった場合は追試験を受けることができる。その場合は電子申請にて「定期試験欠席届」を提出すること。正当な理由なく定期試験を受験しなかった者はその年度の当該科目の追試験を受けることができない。

再試験、追試験の受験(再試験、追試験に相当する課題の提出を含む)は、定期試験再試験願、定期試験追試験願に受験料(いずれも1科目1,000円)を添え庶務課に申し込むこと。期日は別表第3のとおりとする。

(1) 再試験・追試験日程等は掲示する。

(2) 追試験を認める理由(公欠とみなされる理由に準ずる)

(3) 学生は、試験中机上に学生証及び再試験許可証・追試験許可証を提示する。

(4) 学生は、所定の期日までに申込書に必要事項を記入し受験料を添え庶務課に提出すること。

9 成績評価

成績評価は、担当教員が採点した試験と平常成績等を総合して判断する。学業成績は100点をもって満点とする。

平常成績は、学習状況、受講態度等で判断する。

実習の成績は、学習目標達成度等により、総合的に評価される。

10 学業成績

学業成績の評定は次のとおりとする。

80 点以上	A (優)
70 点以上 80 点未満	B (良)
60 点以上 70 点未満	C (可)
60 点未満	F (不可)
不履修	N

成績評価は、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

11 進 級

各学年次の科目を合格したと認められる者を進級させる。

各学年次の授業科目のうち、1科目不合格科目あるいは不履修科目があるときは、次年次に進級できず留年とすることを原則とする。

再試験の科目数が当該学年全科目数の3分の1以上である場合には留年とすることがある。

留年は1学年次につき1年とし、それ以上の者については除籍処分とする。

12 休 学・復 学・退 学

(1) 疾病またはその他の事由により、2ヶ月以上修学を中止とする場合（休学）は所定の様式に必要事項を記入し、学科長に届け出ること。

(2) 休学期間は通常の就学期間と留年期間を合わせた期間を超えないで復学できる範囲内の期間とする。

(3) 休学期間中に復学する場合は、所定の様式に必要事項を記入し、学科長に届け出ること。

(4) 退学する場合は、所定の様式に必要事項を記入し、学科長に届け出ること。

13 再 履 修

留年の決定した者は、原則としてその学年の全科目を再履修しなければならない。

14 卒 業

卒業は、全ての科目を合格したものに行う卒業試験で判断する。

15 学 生 証

(1) 入学手続きを完了した者は、入学後学生証の交付を受ける。

(2) 学生証は、登校の際に必ず携帯していなければならない。

(3) 学生証は、本人以外にこれを使用することができない。

(4) 学生証の有効期限は、発行より3年間とする。但し、再交付を受けた場合は、学生証の有効期限までとする。

(5) 学生証の有効期限が経過したとき、紛失したときは直ちに届け出て再交付を願い出なければならない。

(6) 学生証は退学、除籍の場合は直ちに返納しなければならない。

16 学籍番号

(1) 入学時に決定した学籍番号は、在学中において学生固有の番号になる。

(2) 学籍番号は、学生証、試験、諸届、図書の利用その他に利用される。

(3) 学籍番号は、卒業後も各種証明書の請求の際に明記しなければならない。

17 証 明 書

証明書の交付を必要とするときは、所定の様式に必要事項を記入し、手数料を添えて庶務課に提出すること。

18 変更届

住所・氏名・本籍地に変更があった場合、その都度所定の様式に必要事項を記入し、庶務課に届け出ること。

保証人及び保証人住所に変更があった場合には、直ちに届け出ること。

19 校内施設の使用

集会又は行事のため校内の施設や設備を使用するときは、所定の様式に必要事項を記入し庶務課に願い出て、許可を得なければならない。

20 掲 示

校内に印刷物等を掲示する場合は、庶務課の許可を得なければならない。

21 器物破損及び紛失

学校の施設を破損したとき、機器・物品等を破損または紛失したときは、速やかに庶務課に届け出ること。この場合、原則として損害を賠償しなければならない。

22 車両通学：原付・自動二輪の取り扱い

(1) 自動車、バイク（原動機付自転車を含む）通学については認める。但し、敷地内乗り入れを禁止とする。

(2) 自転車通学をする場合は、所定の様式により庶務課に届け出ること。その際には、自転車損害賠償保険等加入者証の写しと防犯登録番号がわかる写真を添付すること。

(3) 自転車は学生用駐輪場に駐輪すること。

23 服装・身だしなみ

校内での服装・身だしなみについては以下の点に注意する。但し、実習においては施設の指示に従うこと。

(1) 身だしなみは清潔にして見苦しくないよう常に心掛けること。

(2) 服装は自由である。(指示のあるときを除く)

(3) 校内では内履きを使用すること。

24 喫 煙

校舎内での喫煙を禁止する。

25 ロッカー

(1) 男女別に更衣室があり、各個人ごとにロッカー（鍵付き）を貸与する。

(2) 使用に際しては清潔にし、整理整頓を心掛けること。

(3) 鍵を紛失した際には即座に申し出て、個人負担で鍵を作ること。

26 奨 学 金

各種奨学金の案内については、掲示により行うので常に掲示板に注意すること。

27 その他

学生への通知は、学校規定の連絡ツールあるいは所定の掲示板に掲示する。
各種届出等の事務手続きは、別表第3のとおりとする。
庶務課の受付時間は 9:00～17:00（月曜日～金曜日）である。各種書類の提出は受付時間内に行うこと。

附 則

- 1 この学生規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学生規則は、平成 13 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(5 項、7 項、10 項、11 項、12 項、24 項、25 項)
- 3 この学生規則は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(5 項、8 項)
- 4 この学生規則は、平成 15 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(4 項、10 項、11 項、13 項)
- 5 この学生規則は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(14 項)
- 6 この学生規則は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(15 項)
- 7 この学生規則は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(7 項、14 項、21 項、22 項、23 項、24 項、25 項、26 項、27 項)
- 8 この学生規則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(7 項、9 項、10 項、15 項、27 項)
- 9 この学生規則は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(3 項、4 項、15 項)
- 10 この学生規則は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(3 項、6 項、7 項、8 項、9 項、22 項、23 項)
- 11 この学生規則は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(3 項、4 項、5 項、6 項、7 項、8 項、9 項、11 項、12 項、13 項、14 項、17 項、18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、27 項)

別表第3

◇各種願出・届出（*電子申請）

	名 称	摘 要	提出期限
*	遅刻・早退・欠課届		事由発生日より再登校後 1週間以内
*	定期試験欠席届	学生規則に示す追試験を認める場合 (学生規則に示す書類の提出が必要となる 場合がある)	事由発生日より再登校後 1週間以内
*	公 欠 願	学生規則に示す公欠扱いとなる場合 (学生規則に示す書類の提出が必要となる 場合がある)	事由発生日より再登校後 1週間以内
	休 学 願	2ヶ月以上休学する場合	
	復 学 願		
	退 学 願		
*	身 上 異 動 届	本人および保護者の住所・電話番号の変更が あった場合	事由発生日より 1週間以内
	保証人住所変更届兼変更届		
	施設・備品破損紛失届	学校の施設・備品等を破損した場合	
	施設使用許可願		1週間前
	物 品 借 用 願		1週間前
*	自 転 車 登 録 届	自転車通学をする場合	事由発生日より 1週間以内
	定期試験再試験願	受験料 1,000円/1科目	試験前日(但し、庶務課の 受付時間に限る)
	定期試験追試験願	受験料 1,000円/1科目	試験前日(但し、庶務課の 受付時間に限る)

◇各種証明書

	名 称	申請用紙	手 数 料	備 考
*	学生旅客運賃割引証	学生旅客運賃割引証発行願	—	
*	通 学 証 明 書	通学証明書発行願	—	通学定期券を購入する場合
	学生証（再交付）	学生証再交付願	1,000円	紛失・汚損・盗難・改姓名・有 効期限切れ（留年等）の場合
	在 学 証 明 書	証明書交付願	500円/1通	使用目的 および 提出先を明 記すること
	成 績 証 明 書			
	卒 業 証 明 書			
	卒 業 見 込 証 明 書			

1. 変更や必要が生じた場合は、すみやかに所定の様式にて庶務課へ届け出て許可を得ること。
2. 証明書の申請
所定の申請に必要な事項を記入し、手数料を添えて庶務課まで申し込むこと。
3. 交付について
9:00～12:30 受付分は申請日の当日の13:00以降の交付、12:30～17:00 受付分は申請日の翌執務日9:00以降の交付を原則とする。(但し、成績証明書および学生証の交付については、発行に日数を要することがあるので早めに申請すること。)

4 図書館利用規程

図書館利用規程

(総 則)

第1条 この規程は、モリス図書館を適切に運営することを目的として定める。

第2条 図書室を利用できる者は次のとおりとする。

- (1) 本校の学生及び教職員
- (2) その他、校長が許可した者

(開室及び休室)

第3条 図書室の開室時間及び貸出時間については季節により異なるのでその都度掲示する。

第4条 図書室の休室日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 開校記念日 12月24日
 - (4) 年末年始
 - (5) 図書室の都合により休室を必要とする期間。ただし、この場合、期間はその都度掲示する。
- 2 前項の規定にかかわらず教職員が必要と認めたときは、図書室を開室することができる。

(入室規則)

第5条 入室者は次のことを厳守する。

- (1) 静粛
- (2) 禁煙
- (3) 中央ホール内での食事禁止
- (4) 教職員の指示事項

第6条 鞆類は所定の棚に置くこと。(筆記用具・ノート類を除く)

(閲 覧)

第7条 閲覧は図書室です。図書は大切に扱い、閲覧後は必ず元の位置に返却する。

(室外貸出)

第8条 室外貸出を希望する者は次の手続きをする。

- (1) 学生は学生証を提示する。
- (2) 貸出を希望する者は教職員に申し出る。

第9条 室外貸出数は次のとおりとする。

- (1) 1人3冊または3編以内
- (2) 長期休業中の貸出数はその都度掲示する。

第10条 図書資料の貸出期間は次のとおりとする。

- (1) 7日間以内
- (2) 長期休業中の貸出期間はその都度掲示する。

第11条 必要図書資料が貸し出されている時は、予約帳に所要事項を記入して提出すれば、その図書資料が返却された後、優先して貸出を受けることができる。

- (1) 予約は1人1冊または1編とする。

第12条 次の図書資料は貸出をすることができない。

- (1) 禁帯出図書資料
- (2) 遂次刊行物
- (3) 未装丁図書
- (4) その他指定する図書資料

第13条 視聴覚資料は教職員の指示により学内で利用できる。

(紛失破損)

第14条 図書資料を紛失・破損した者は1ヶ月以内にそれと同一図書資料、もしくは同額の弁償をする。

第15条 紛失・破損した図書資料は程度に応じた額を1ヶ月以内に弁償する。

第16条 紛失・破損をした者は、弁償業務を果すまで、図書資料の閲覧及び貸出を一切停止する。

(雑 則)

第17条 この規程の改廃は教員会議の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。

第18条 この規程に定めてない事項で図書室運営に必要な事項については、校長の許可を得て、適当な処置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成13年4月1日から一部改正により施行する。
(第2条、第4条、第5条、第6条)
- 3 この規程は平成14年4月1日から一部改正により施行する。
(第4条)
- 4 この規程は平成16年4月1日から一部改正により施行する。
(第4条、第6条、第8条)
- 5 この規程は平成27年4月1日から一部改正により施行する。
(第6条)
- 6 この規程は平成31年4月1日から一部改正により施行する。
(第5条)
- 7 この規程は令和7年4月1日から一部改定により施行する。
(第1条、第5条、第15条)

5 試驗規程

試験規程

(総 則)

第1条 学生規則に定める試験を実施する場合はこの規程による。

(受験資格)

第2条 定期試験は次の各号の一つに該当する者は受験できない。

- (1) 出席時数が実際に行なわれた授業実施時数の3分の2に満たない者。
- (2) 出席時数が実際に行なわれた演習・実習実施時数の5分の4に満たない者。
- (3) 授業料、その他の諸学納金未納の者。
- (4) 教員会議において受験停止を決議された者。

(定期試験)

第3条 定期試験は学年の学期末毎に実施することを原則とする。ただし、必要のあるときは、随時これを行うことができる。

第4条 試験の教科目、日時、時間割等は原則として1週間前に掲示する。

第5条 次の各号の一つに該当する者は、試験会場に入室できない。

- (1) 受験資格を有してない者。
- (2) 定刻から30分以上遅刻した者。
- (3) 試験監督者の許可なくして、試験会場から退室した者。

第6条 試験開始30分を経なければ退室できない。ただし、やむを得ない事由により試験監督者の許可を得た場合は、その限りではない。

第7条 答案用紙は所定のものを使用し、書き損じた場合もそれを提出しなければならない。氏名、学籍番号がない場合は評価されない。

第8条 受験をした者は必ず答案を提出しなければならない。

第9条 退室するときは、答案を試験監督者の指定する場所に置かなければならない。

第10条 受験中に不正行為をした者、あるいは、不正行為があったと認められる者はその年度の当該試験期間における受験を無効とし、学則第21条に基づき懲戒を処する。

第11条 履修した科目については、必ず受験しなければならない。ただし、やむを得ない事由により受験できない場合は、当該科目の担当教員の許可を得なければならない。許可なく受験しない、あるいはできない場合には、当該科目が評価されない場合がある。

(追試験)

第12条 定期試験を受験できなかった者は、1回限り追試験を受けることができる。

第13条 追試験を受けることができる者は、学生規則第8項2号に該当するもので、校長が正当であると認めた者に限る。

2 前項の事由により定期試験を受験できなかった者は、事由発生日より再登校後1週間以内に定期試験欠席届を電子申請にて提出すること。ただし、欠席の理由によっては証明書類（医師の診断書等）を提出しなければならない。

3 追試験受験を認められた者または追試験に相当する課題を課せられた者は、追試験受験料1科目1,000円を添えて、定期試験追試験願に必要事項を記入し、庶務課に申し込むこと。

第14条 追試験の教科目、日時、時間割はその都度掲示する。

（再試験）

第15条 定期試験が60点未満であった者に対しては、再試験を行うことがある。再試験の有無は、担当教員の判断による。なお、合格者の成績は60点とする。

第16条 再試験受験を認められた者または再試験に相当する課題を課せられた者は、再試験受験料1科目1,000円を添えて、定期試験再試験願に必要事項を記入し、庶務課に申し込むこと。期日は学生規則別表第3のとおりとする。

第17条 再試験の教科目、日時、時間割はその都度掲示する。

（進級・卒業）

第18条 当該学年で実施する科目の試験にすべて合格しなければ進級及び卒業できない。

附 則

- 1 この試験規程は平成12年4月1日から施行する。
- 2 この試験規程は平成13年4月1日から一部改正により施行する。
（第2条、第13条、第16条）
- 3 この試験規程は平成14年4月1日から一部改正により施行する。
（第2条）
- 4 この試験規程は平成21年4月1日から一部改正により施行する。
（第16条）
- 5 この試験規程は平成27年4月1日から一部改正により施行する。
（第13条）
- 6 この試験規程は平成31年4月1日から一部改正により施行する。
（第5条、第6条、第9条、第11条、第13条、第15条、第16条）
- 7 この試験規程は令和3年4月1日から一部改正により施行する。
（第13条、第16条）
- 8 この試験規程は令和4年4月1日から一部改正により施行する。
（第16条）
- 9 この試験規程は令和5年4月1日から一部改正により施行する。
（第7条、第10条、第11条、第13条）

試験規程施行細則

- 1 試験会場への入室は試験開始 10 分前より行なう。
- 2 試験当日は定められた席にて受験する。
- 3 試験会場への持ち込みは、学生証、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム）、時計（携帯電話等の通信機能があるものは不可）、その他担当教員から許可された物のみ認める。
- 4 3 で定めた以外の物は全て学生ロッカーに入れ施錠し、試験会場への持ち込みは禁止とする。持ち込みが発覚した場合は不正行為とみなす。
- 5 試験中、体調不良となり受験続行が困難となった者は試験監督者に申し出る。その時点で受験終了を希望するときは試験監督者の許可のもと、速やかに退室する。休養を希望する場合は試験監督者の許可を得、補助教員と同行の上、保健室にて休養を取ることができる。この場合、試験時間内であれば同行の補助教員の許可を得て再び試験会場に入室し試験を続行することができる。ただし、試験時間の延長（休養中の時間分）はしない。また、保健室での受験は認めない。
- 6 一旦受験を開始した科目については理由の如何を問わず追試験の対象とはならない。

附 則

- 1 この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 6 項)
- 3 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項)
- 4 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 5 項)
- 5 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
(第 5 項、第 6 項)

